

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |                       |                    |
|-----------------|-----------------------|--------------------|
| 物 品 番 号         | 仕 様 書 番 号             |                    |
| 施設部品等仕様書        | E E - Z 2 0 0 0 0 1 D |                    |
|                 | 防衛大臣承認                | 年 月 日              |
|                 | 作 成                   | 平成 1 9 年 6 月 1 4 日 |
|                 | 変 更                   | 令和 3 年 3 月 2 4 日   |
|                 | 作成部隊等名                | 関東補給処古河支処          |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、関東補給処古河支処において調達する施設器材の部品、器材、工具及び附属品（以下、“施設部品等”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の 1.2 による。

#### 1.2.1

#### 補給カタログ等

補給カタログ、整備諸基準及び型式管理文書をいう。

#### 1.2.2

#### 物品番号

物品番号とは、“装備品等の類別に関する訓令”でいう物品番号をいう。

#### 1.2.3

#### 参照番号

参照番号とは、補給カタログ等で使用している番号であり、通常、製造者等の部品番号をいう。

#### 1.2.4

#### 規格

規格とは、国際規格、国定規格、官庁規格（防衛省仕様書を含む。）及び団体規格〔補給業務資料（工具規格、優良部品規格等を含む。）〕をいう。

#### 1.2.5

#### 図面

図面とは、形状、寸法、仕上げ、表面処理のほか、寸法公差、許容値等が明確に表現されているものをいう。

#### 1.2.6

#### 市販品

市販品とは、一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.7

#### カタログ等

この仕様書においては、製造者等の使用している既已取得したカタログ、部品表などをいう。

#### 1.2.8

#### 見本

見本とは、標準見本及び現用見本をいう。

#### 1.2.9

#### 現用見本

現用見本とは、使用中の装備品などから取り出した部品をいう。

#### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

装備品等の類別に関する訓令（昭和37年8月24日防衛庁訓令第53号）

### 2 製品に関する要求

#### 2.1 一般的要求事項

施設部品等は、補給カタログ等、物品番号、参照番号、図面、カタログ等及び見本によって示されたものと同一又は同等以上のものであり、GLT-CG-Z000001の2.1によるほか、次の事項について、製造者が規定する社内規格の合格品とする。

- a) 材料及び加工方法
- b) 構造、形状、寸法、性能等
- c) 外観、塗装
- d) 製品の表示

#### 2.2 品名・規格及び数量

調達する品名・規格及び数量は、表1によって指定する。

なお、図面、カタログ等及び見本によって示す必要がある場合には、表1の注記欄にその旨を記載し、表1に添付するものとする。

#### 2.3 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、製造者が規定する社内規格、図面、カタログ等及び見本による。

#### 2.4 塗装・防せい処置など

##### 2.4.1 塗装

塗装の色及び塗装の方法は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者が規定する社内規格による。

##### 2.4.2 防せい処置など

市販品に準ずるものとし、特に非塗装部位、気密を要する部位などに適切な防せい防湿処置を必要とする場合は、調達要領指定書によって指定するものとする。

#### 2.5 外観・性能

##### 2.5.1 外観

外観は、傷、割れ、まくれ、さび、その他の使用上の有害な欠点がなく、仕上げの程度は良好なものとする。

##### 2.5.2 性能

性能は、精度良好、耐久性及び耐摩耗性に優れ、その機能を高度に発揮し、信頼性のあるものでなければならない。

## 2.6 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類については、調達要領指定書によって指定する。

### 5.2 荷降し方法

荷降し方法は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 5.3 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義については、GLT-CG-Z000001の8.3による。